

随意契約理由書

件名	島上ポンプ場 1号自動除塵機改修
契約の相手方	神鋼環境メンテナンス 株式会社
根拠法令	地方公営企業法第21条の14第1項第2号に該当
随意契約の理由 <p>本改修は、島上ポンプ場に設置している自動除塵機2台の内の1台が激しい劣化腐食により運転休止状態にある為、腐食部品・消耗品の取替え及びレーキの整備を行うものである。 自動除塵機は、ポンプ場に流入する雨水からゴミを除去するもので、雨水ポンプによる雨水排除を安定して行う為に重要な設備である。よって本改修にあたっては、信頼性の確保が不可欠なものとなっている。 本改修では製作者しか知りえない技術的データ、機器の総合的な調整及び機能保障が必要となるため、当該設備の製造会社しか履行することができない。 上記業者は、当該自動除塵機の製造会社である株式会社神戸製鋼所(現神鋼環境ソリューション)から保守点検及び修繕整備部門を移管されていることから、当該業務を履行できるのは上記業者のみである。 以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局 中央水環境センター 施設課 施設係 (電話番号 078-641-2400)